

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設 の 名 称	宮城県婦人会館
指 定 管 理 者 の 名 称	一般財団法人みやぎ婦人会館
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	教育庁生涯学習課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
～ 平成18年 3月	管理委託	財団法人 みやぎ婦人会館	
平成18年 4月 ～ 平成25年 3月	指定管理者	財団法人 みやぎ婦人会館	22年4月更新
平成25年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理者	一般財団法人 みやぎ婦人会館	31年4月更新

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	一般財団法人 みやぎ婦人会館
	所在地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
指 定 期 間	令和4年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県婦人会館	
所 在 地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地	
設 置 年 月	昭和47年4月(平成22年4月現在地に移転)	
根 拠 条 例 等	婦人会館条例	
設 置 目 的	婦人の教養の向上と情操の純化を図り、もって生活文化の振興と福祉の増進に寄与するため。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	479.163㎡(専有面積)
	構 造	RC造 地上3階のうち一部を占有
	内 容	研修室6 事務室3 倉庫3 通路兼倉庫2 オープンスペース1
開 館 ( 所 ) 日	月曜日、12月29日から翌年の1月3日及び教育委員会が承認した日を除く毎日	
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 9時 ～ 午後 9時	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	1 一般教養の向上に関する研修業務 (1)女性教育及び家庭教育に関する研修 (2)家庭における男女共同参画に関する研修 (3)その他女性の教養の向上に関する自主的な研修や教室等を行うこと 2 女性団体の活動に関する情報の収集及び提供業務 3 女性団体が主催する事業等に対する指導及び助言業務 4 女性団体の指導者養成業務 5 婦人会館バスの管理運行業務 6 専用部分の管理及びそれ以外の日常的な管理・整備等を要する部分の管理運営業務 7 施設の使用許可申請の受付及び許可 8 利用料金の徴収・収納業務 9 施設全体の維持管理業務 10 その他当該施設の設置目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	宮城県婦人会館利用料金

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	309 日	308 日	309 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	12,660 人	11,834 人	15,554 人	122.9%	131.4%

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
貸室利用者	8,100 人	7,221 人	9,507 人	117.4%	131.7%
教育事業利用者	4,560 人	4,613 人	6,047 人	132.6%	131.1%
宿泊利用者	0 人	0 人	0 人	-	-
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
合 計	12,660 人	11,834 人	15,554 人	122.9%	131.4%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
収入計 (a)	27,788	25,777	27,972	100.7%	108.5%
支出計 (b)	27,788	25,818	28,644	103.1%	110.9%
収 支 (c)=(a)-(b)	0	-41	-672	-	1639.0%
前期繰越収支差額	9,292	9,334	9,292	100.0%	99.6%
次期繰越収支差額	9,292	9,292	8,621	92.8%	92.8%

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	理事会及び事務局6名(うち1人は夜間勤務)の職員で、婦人会館の管理運営を行った。		年間309日、1日12時間の指定管理業務を最少人数で対応し、施設管理及び女性の教養の向上に関する研修等の指定管理業務を効率的に実施、運営した。 また、新型コロナウイルスの感染防止対策においても十分な措置を講じた。		A	少人数の職員を適切に配置し、効率的に行った。	A
人員体制	正規 4人	非正規 2人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	施設内の点検を常時行い、施設・設備の日常的な維持管理を行った。また、施設管理者による清掃の他に会館職員が自主的に椅子、机、ホワイトボードの拭き掃除を行い、施設の清潔維持に努めた。 ただ、エアコンの故障のため、収入の大きな柱である研修室貸出が長期間できない状況が発生した。		施設の補修修繕等については、文化財課分室や主務課と協議を行うとともに、常に、施設・設備を快適な環境で利用できるように配慮しているが、研修環境の維持・向上のためにも施設の管理主体である文化財課へ建物及び建築設備の安全・正常な利用が常に可能となるよう予算措置されるよう要望したい。		A	施設管理については、文化財課分室と民間非営利活動プラザとの三者で、連携して施設機能の維持・安全確保に努めた。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	協定書に定められた指定管理業務を着実に実施し、研修事業等への参加者の拡大と業務の効率化を図った。		指定管理業務を効率的に実施するため、業務の繁忙期と閑散期に対応した人員配置を行い円滑な業務の推進を図るとともに、常に業務の進捗状況を把握し、事業計画に沿った適正な業務を執行した。		A	少人数の職員を適切に配置し、効率的に行った。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	新型コロナ感染拡大防止の観点から一日研修参加者には、来館時のお茶、昼食時の弁当等をセルフサービスでの提供に改めた。また、研修記念写真を参加者全員に贈呈した。		一日研修参加者には、来館時にお茶を提供し、昼食時には、職員が弁当等を配膳していたが、新型コロナ感染拡大防止の観点からセルフサービスでの提供に改めた。また、研修記念写真を参加者全員に贈呈し好評であった。		A	研修事業の参加者へのアンケート結果では、内容について概ね好評であったことが伺えた。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	一日研修で毎回アンケートを実施し、研修内容に対する意見集約した(回収数922名)。また、みやぎの食探訪、親子旅物語等でもアンケートを実施した。		一日研修では、毎回アンケートを実施し、研修内容については、回答者の88.2%が「満足」以上の好評を得たが、より質の高い研修を目指し、講義内容への感想、要望等を今後の事業展開に反映した。		A	アンケートの実施など、利用者の感想、意見等を汲み取れる体制を整えている。アンケートからは研修事業や窓口対応が好評であることが伺える。引き続き丁寧な対応を行うとともに、幅広い年代が参加できる事業を実施していただきたい。	A
⑦安全対策	毎日、館内の日常的な点検を実施するとともに、火災・災害を予想した消防・地震防災訓練を年2回実施した。 また、館外での事業実施時には、職員2名を同行させて安全管理に努めた。		毎日、館内を見回るとともに、館内の安全対策については、建物の管理者と協議しながら、安全確保に努めた。 また、バス運行に当たっては、時間に余裕を持った行程を組むとともに、乗客全員のシートベルト着用を徹底し、交通事故防止に努め、事業参加者向けの傷害保険に加入するなど、万が一の事故に備えた。		A	安全対策については、文化財課分室と民間非営利活動プラザとの三者で協議し、適切な安全確保に努めた。消防・地震等防災訓練も定期的に行っており、職員の意識を高めて常時安全に気を配っている。	A
⑧県民の平等利用	研修室の利用は、申込者の先着順とし、各種研修事業においても先着順として、平等利用に配慮した。		研修室の利用については、6か月前から先着順で受け付けるなど、適正かつ公平な利用の確保に努めた。		A	研修室の貸室事業については、申込を先着順としているなど、事業を行う際の平等利用に努めた。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	みやぎ婦人会館個人情報の保護に関する規程に基づき、適正に実施した。	個人情報の収集に当たっては、利用目的を直接本人に説明するとともに、目的の範囲以内でのみ使用することにしており、適切に行われている。	A	関連規程に基づき、個人情報の取扱いについて、事故のない適正な対応に努めた。	A
⑩利用実績	前記4 施設利用実績のとおり	新型コロナの感染法上の取扱が5類に引き下げられたことから、各種の研修利用者数や貸室利用者数が回復し、計画を上回る事ができた。	A	今年度は利用者数が回復し、計画を上回る事ができた。	A
⑪収支実績	前記5 管理運営収支実績のとおり	県有の大型バスによる送迎を行う一日研修事業において、バス運行委託料が大幅増加したことにより歳出超過となった。今後は、運行時間帯等について超過料金が発生しないよう利用団体と協議し、見直しを図っていく。	B	事業計画や運営の見直しを行い、今後は安定した財政運営を行っていただきたい。	B
⑫その他の取組	婦人会館を一般女性にも利用していただくために、お洒落講座や実楽来(ミラクル)講座を開催するとともに、文化教室においてゼロから始める韓国語講座を新たに開講した。	婦人会館の研修事業は、女性団体に限られることが多いため、一般女性も参加できる講座を行い、参加者には婦人会館の各種事業を紹介したことから、知名度と利用度の向上につながった。	A	会館のフロアに女性の交流の場を設ける、情報コーナーへの図書や広報誌の配置、HPの適宜更新、広報誌を近隣の市民センター等に掲示・配置を依頼するなど、周知を図っている。	A
総合評価		新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、年間309日の会館業務を職員6人(うち1人は夜間勤務)で効果的に実施することができた。また、一日研修、竹馬の友大学、みやぎの食探訪、楽しいお洒落講座、実楽来(ミラクル)講座、女性活躍推進講座が好評であったことから、婦人会館の実施事業が高く評価されたものと考えている。	A	適切な施設管理及び利用者サービスの向上に努めており、参加者アンケートでは高評価を得ている。今後も適切な事業展開を行うとともに、より効果的な広報活動を検討・実施し、幅広い年代が利用できる事業を実施していただきたい。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民サービスを継続するため、修繕予算を確保し施設設備が故障した際の速やかな対応</li> <li>・バリアフリー化のため、トイレに手すり設置</li> <li>・男子トイレの洋式化</li> <li>・小児用便器設置</li> <li>・音響・映像設備の有料貸出のための条例整備</li> </ul>	施設設備の補修・維持管理に要する経費については、引き続き情報を共有し、連携を図りながら対応していく必要がある。